

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第27号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項を次のように改める。

教 育 委 員 会	教育政策課	課長	図書の売払代金、奨学金貸付金、文化財資料頒布収入金及び講座等参加者負担金の収納
	学校教育課	課長	図書の売払代金の収納
	教育施設給食課	課長	学校施設使用料及び学校給食費の収納

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。